

人2人か
約2000円
1000円か2000円か
2000円か2000円か

設問1

1. 甲および丙に業務上横領罪の共同正犯(刑法(以下、法名略)253条60条、65条1項)が成立するか。

業務上横領罪の構成要件は、①業務上②他人の者物を③委託・信託関係に基づき④占有する者か⑤その他人の物を横領すること、⑥故意および不法領得の意思のあることである。

まず、丙から検討する。丙は、B店の副店長であり、本件腕時計が保管されているショーケース内の陳列方法と決定し、鍵の保管を任されていることから、本件腕時計に係る店内での管理を任されている

といえ、①③を充足。本件腕時計は、B店の所有物であるため②を充足。丙は、本件腕時計を自ら甲に渡していることから、本件行為が業務上横領にあたることを認識するから、ほし、また所有者の許可なく持ち出し、所有者の権利を排除し、本件腕時計を利用・処分しているといえ、⑤⑥を充足する。

丙は本件犯行を甲と共謀(意思の連絡あり)し、甲と共同して実行している。ことから、

したがって、丙には業務上横領罪の共同正犯が成立する。

次に、甲であるか。甲は、B店の閑居者であったため上記構成要件の①④を欠く。業務上横領罪は、委託・信託関係に基づき占有者を要件とする真正身分犯であるとともに、業務者であること加重要件とする不真正身分犯である。このため、甲には、

65条1項により業務上横領罪の共同正犯と認められ、その刑は、横領罪(252条)によって定められる。

取付には
監視→主観の順に
1. 検討する必要がある

2. 乙に業務上横領罪の共同正犯が成立するか。

乙は甲とB店の腕時計を強奪するに合謀し(意思の疎通あり)、甲がそれを実行したと思っていることから主観的には強盗罪(236条1項)の成立が考えられる。しかし、客観的には、乙は業務上横領罪を犯していることから犯した罪について異なる構成要件に関する錯誤が生じている。強盗罪と業務上横領罪には、その行為態様が異なり重なり合う部分はない。また、強盗罪と業務上横領罪では、強盗罪が重い罪である。このように乙には、業務上横領罪と共謀し、共同実行した事実がないため共同正犯は成立しない。さらに横領の故意もなかったため業務上横領罪にも問えない。したがって乙は犯罪が成立しない。 (※) ←

3. 丁に盗品等保管罪(256条)項)は成立するか。

盗品等保管罪の構成要件は、①財産犯による盗品であり、②知りながら③保管することである。丁は本件腕時計の入ったバッグをAから保管を依頼された時点では、本件腕時計の存在を知らなかったから、その後その存在を知り、隠れかづいてきたことからAかB店から無断で持ち出した商品であるに認識した。そして、その認識後、保管を拒否した。盗品等保管罪においては、盗品等であることの認識は保管当初にあり、必要なく、またその罪がどの財産犯であったかにかかわらず、必要はなく、財産に犯す罪であることにかかわらずよい。丁は、保管中に盗品等であることの認識を持ち、かつAか

第1問

第

1

問

無断で持ち出したとの認識を有しているの、①②を充足する

また、丁は丙は交際中であり、すなわち、25条1項にはあてはまらない。

よって丁には盗品等保管罪が成立する。

設問2

P2へ(※)しかし、乙は、甲から本件腕時計を点と落し受けている。

この本件腕時計が盗品等であることは、乙は当然認識している。

甲と丙が行った暴力行為強盗罪には乙は問えないので、この落し受けは不可罰的事後行為とすべしとすることができる。

よって乙は、盗品等無償收受罪(256条1項)が成立する。

設問2

(1) 甲と丙は、乙に対する暴行につき共謀し(意思の連絡あり)、甲が

乙の頭部を木刀で殴ったが、丙により乙の頭部への木刀による

殴打は、丙が甲と気絶させてから後のことである。即ち

甲が気絶した時点で、甲と丙の共謀は、共謀既遂共犯関係から離脱していると評価できる。また、その後の丙による乙の

頭部への木刀による殴打は、丙による単独犯行である。

したがって、本件は2人以上で暴行を加えて人を傷害したか、

その傷害を生じさせた者を知るとき(208条)に

はあてはらず、甲は乙の頭部裂傷の傷害結果について刑事責任を負わない。

(2) 丙による乙の頭部への殴打は、甲の気絶後ではあるが、

(第 1 問)

その時、甲と丙は、乙への暴行を共謀し、かつ丙が乙を羽交い締めにして甲が乙の頭部を殴打し共同実行している。この頭部裂傷は、この甲による殴打によるものか、その後の丙による殴打等によるものかのいずれかであることは判明している。このため甲による丙による殴打も甲丙間の共謀によるものであり、~~甲による共犯関係~~ 甲の発起後に新たに丙にこの暴行の故意が生じたものではなく、甲の共犯関係からの離脱を論ずるまでもなく同時傷害の特例(207条)が適用され甲は乙の頭部裂傷の傷害結果に関し刑事責任を負う。

また、仮に甲に共犯関係からの離脱が認められるとしても、甲による乙に対する殴打の事実が存し、丙による乙に対する殴打は甲との共謀によるものと評価できるので、いずれにしても甲は乙の頭部裂傷につき刑事責任を負う。

以上

適用の関係は整理しきめよう

① テンプレートを利用して形式的にも答えの構造が分かるようにしよう。

② 構成要件の検討にあたり、定義→客観的→主観的→反論示で答えるようにしよう。